

一般社団法人 長崎県薬剤師会 学校薬剤師部会費徴収細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人長崎県薬剤師会（以下「本会」という。）会費規程 第5条に規定されている別表4に基づき、学校薬剤師部会費（以下、「本部会費」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の活用)

第2条 本部会費は、学校薬剤師の活動及び事業の推進、進捗管理等に活用するものとする。

(会費の金額)

第3条 学校薬剤師1人につき、年間4,000円とする。

(会費の対象)

第4条 学校薬剤師を対象とし、学校薬剤師の責任において納入するものとする。

(改廃)

第5条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則（施行日）

本細則は平成28年11月27日より施行する。